

大阪市中央区道修町3丁目1番8号
塩野義製薬株式会社
代表取締役社長 手代木 功

第146回定時株主総会 招集 ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区道修町3丁目1番8号 当社本店3階ホール
3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第146期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第146期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件 |
| 第6号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、49頁の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成23年6月23日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shionogi.co.jp/>) に修正後の内容を掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の国内医薬品業界におきましては、昨年4月に業界平均6%の薬価改定が実施されるなど、市場環境は一層厳しい状況にあり、また、特許切れ品を抱える医薬品メーカー各社の競争がそれに拍車をかけています。海外においても、米国医療保険制度改革の実施も加わり、医薬品市場は今後も厳しい状況が続くものと思われま

す。このような状況におきまして、当社グループは、平成22年度から5年間の第三次中期経営計画を策定し、初年度のスタートを切りました。国内の医療用医薬品につきましては、薬価改定があったにもかかわらず、売上の伸びは常に市場平均以上を達成し、市場シェアを挽回しました。なお、平成23年3月11日に発生いたしました「東日本大震災」は、岩手県にある金ケ崎工場の活動や東日本における営業活動へ大きな影響を与え、特別損失約30億円を計上しました。その後、懸命な復旧作業に取り組み、順次活動を再開しているところであります。一方、米国事業は、試練の一年となりました。昨年からの業績が不安定化して以降、対策として、米国開発子会社との事業統合、人員削減を含めた経費の構造改革、販売中止を含む品目見直し、より保守的な会計処理の適用などを実施し、これら一連の取り組みなどにより特別損失として約150億円を計上しております。このことにより、来期以降の安定的なビジネスの運営を目指す体制が整いつつあります。

当期の連結の業績につきましては、主力の国内医療用医薬品の売上は、高コレステロール血症治療薬「クレストール」や、高血圧症治療薬「イルベタン」が大きく伸びたほか、昨年4月に新発売しました抗うつ薬「サインバルタ」が増加に寄与しました。それ以外の戦略品目につきましても増加し、医療用医薬品全体の売上は前年に比べ4.2%の増となりました。また、アストラゼネカ社による「クレストール」の海外での販売の拡大によりロイヤリティー収入が大きく増加いたしました。一方、米国子会社でありますシオノギINC.の売上が減少したこともあり、全体の売上高は2,823億5千万円で前期に比べ1.4%の増加となりました。

利益面におきましては、国内医療用医薬品の売上増やロイヤリティー収入の増加はありましたが、シオノギINC.の売上の減少等の要因により、売上原価が目標より

高く推移したため、売上総利益は前期に比べ0.8%減少しました。また、販売費及び一般管理費が2.6%増加したことにより、営業利益は468億9千2百万円で前期に比べて10.6%の減、経常利益も451億7千6百万円で前期に比べ10.6%の減となりました。当期純利益につきましては、東日本大震災による災害損失やシオノギ I N C . における事業構造改善費用や減損損失などの特別損失が発生したため、前期に比べ48.2%減の200億2千6百万円となりました。

研究開発活動の状況につきましては、国内では、昨年4月に「サインバルタ」を発売しました。同薬剤は糖尿病性神経因性疼痛の適応症につきましても承認申請中であります。また、昨年10月には、抗インフルエンザウイルス剤「ラピアクタ」につきまして小児適応を追加いたしました。海外も含め、現在開発中の薬剤としましては、抗H I V薬、オピオイド副作用緩和薬、糖尿病治療薬などがあります。研究設備関係では、大阪府豊中市に建設中の研究所新棟が本年夏以降に稼動を開始する予定であります。このことにより研究機能の集約化、生産性の向上が見込まれ、創薬力の一層の強化が期待されます。また、本年4月には、開発組織を見直し、Global Development Officeを設立し、グローバル開発品の戦略的意思決定の向上と迅速化を図りました。

こうした活動の結果、当期におけるグループ全体の研究開発費は509億2千1百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における当社グループ全体の設備投資につきましては、研究所新棟の建設を始めとする研究設備や製造設備の拡充などを中心として積極的に投資を行っており、総額179億円となっております。

(3) 資金調達の状況

当期における特記すべき資金調達の事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成22年度を初年度とする今後5年間の計画として第三次中期経営計画を策定し、基本戦略として、

- ①豊富な新薬群を軸とする着実な成長
- ②新たな成長ドライバーへの投資
- ③継続して闘う疾患領域

を掲げ、取り組みを開始しました。国内の医療用医薬品につきましては、戦略品中心に取り組んできた成果が出てきており、今後の着実な成長を目指します。研究開発面においては、抗HIV薬をはじめとするグローバル開発品の日も早い上市を目指してまいります。一方で、原価や販管費についての継続的な低減にもより一層切り込んだ取り組みを進めてまいります。

平成20年10月に買収しました米国子会社につきましては、今年度に入ってから種々の問題が顕在化し、業績が不安定となりました。これに対し、開発子会社との事業統合、人員削減も含めた経費の構造改革、販売品目見直し等々次々と対策を打ってまいりました。これらの取り組みに加え、インライセンスも見据えた製品ポートフォリオの強化を図り、来期以降の安定的なビジネスの成果に繋げ、米国医薬品市場の環境変化にも柔軟に対応できる体制に変革しグローバル自社開発品の販売に繋げてまいります。

以上、課題を一つ一つ乗り越え、第三次中期経営計画を実現することで「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」という当社の基本方針を、グローバルに、確実に、実現し、製薬企業としての存在感の一層の向上に努めてまいります。

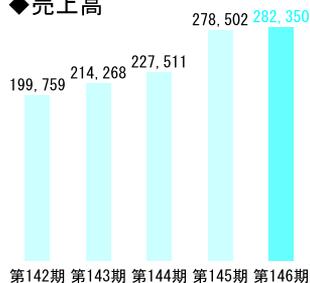
(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

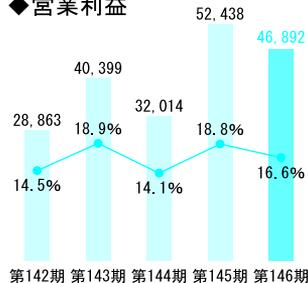
区 分	平成18年度 第142期	平成19年度 第143期	平成20年度 第144期	平成21年度 第145期	平成22年度 第146期 (当期)
売 上 高	百万円 199,759	百万円 214,268	百万円 227,511	百万円 278,502	百万円 282,350
営 業 利 益	百万円 28,863	百万円 40,399	百万円 32,014	百万円 52,438	百万円 46,892
経 常 利 益	百万円 28,113	百万円 39,879	百万円 32,003	百万円 50,522	百万円 45,176
当 期 純 利 益	百万円 18,594	百万円 25,063	百万円 15,661	百万円 38,625	百万円 20,026
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 54.61	円 銭 74.21	円 銭 46.75	円 銭 115.33	円 銭 59.80
総 資 産	百万円 429,569	百万円 413,703	百万円 501,852	百万円 540,761	百万円 523,242
純 資 産	百万円 345,752	百万円 342,235	百万円 310,093	百万円 341,976	百万円 328,096
1 株 当 たり 純 資 産	円 銭 1,014.73	円 銭 1,020.31	円 銭 924.43	円 銭 1,019.71	円 銭 979.69

【参考】連結財務指標

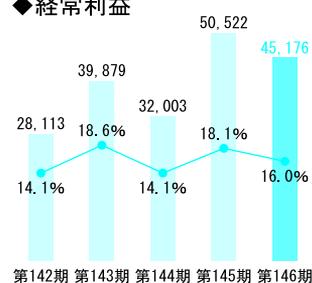
◆売上高



◆営業利益



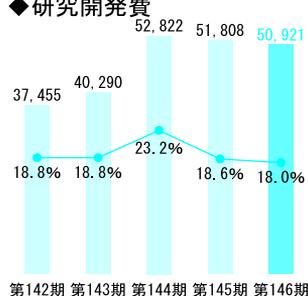
◆経常利益



◆当期純利益



◆研究開発費



単位：百万円

● 売上高に対する比率

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成18年度 第142期	平成19年度 第143期	平成20年度 第144期	平成21年度 第145期	平成22年度 第146期 (当期)
売 上 高	百万円 185,686	百万円 201,002	百万円 206,753	百万円 228,585	百万円 249,989
営 業 利 益	百万円 24,893	百万円 36,397	百万円 36,236	百万円 49,256	百万円 60,435
経 常 利 益	百万円 25,985	百万円 37,240	百万円 37,924	百万円 49,941	百万円 60,337
当 期 純 利 益	百万円 17,324	百万円 22,479	百万円 23,863	百万円 40,757	百万円 41,657
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 50.88	円 銭 66.56	円 銭 71.23	円 銭 121.70	円 銭 124.39
総 資 産	百万円 414,992	百万円 400,154	百万円 521,184	百万円 553,013	百万円 565,170
純 資 産	百万円 340,346	百万円 334,316	百万円 335,235	百万円 367,341	百万円 389,344
1 株 当 た り 純 資 産	円 銭 999.69	円 銭 997.59	円 銭 1,000.86	円 銭 1,096.85	円 銭 1,162.57

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シオノギ I N C .	米ドル 6.00	100.0 %	米国子会社等 統括業務
台湾塩野義製薬股份有限公司	百万台湾元 92	100.0 %	医薬品の製造販売

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

医薬品の製造、販売を主要な事業としております。

(8) 企業集団の主要な事業所

①当社の主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本店	大阪府大阪市	摂津工場	大阪府摂津市
東京支店	東京都渋谷区	金ヶ崎工場	岩手県胆沢郡
名古屋支店	愛知県名古屋市	中央研究所	大阪府大阪市
福岡支店	福岡県福岡市	新薬研究所	大阪府豊中市
札幌支店	北海道札幌市	医学研究所	大阪府摂津市
杭瀬事業所	兵庫県尼崎市	油日ラボラトリーズ	滋賀県甲賀市

(注) 上記のほか、全国各主要都市に営業所等を設けております。

②子会社の主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
シオノギ I N C .	米国ニュージャージー州	台湾塩野義製薬股份有限公司	台湾台北市

(9) 企業集団の使用人の状況

①企業集団の使用人数

事業区分	使用人数	前期末比増減
医薬品事業	5,277 ^名	(減) 610 ^名

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
4,162 ^名	(増) 38 ^名	40.5 ^才	16.9 ^年

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
シンジケートローン	39,000 ^{百万円}
株式会社みずほコーポレート銀行	10,000
住友信託銀行株式会社	10,000
住友生命保険相互会社	8,000
日本生命保険相互会社	5,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,000

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするものであります。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
 ② 発行済株式の総数 351,136,165株（自己株式16,237,775株を含む。）
 ③ 株主数 34,532名
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,028千株	5.68%
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	18,604千株	5.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,465千株	4.62%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	13,138千株	3.92%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 4 7	10,716千株	3.20%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	10,620千株	3.17%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	9,485千株	2.83%
日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社	7,551千株	2.25%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	6,935千株	2.07%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	6,787千株	2.03%

- (注) 1. 当社は自己株式16,237,775株を保有しておりますが、上記大株主（上位10名）の中には含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式16,237,775株を除く発行済株式の総数334,898,390株に対する割合として算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役 会長	塩 野 元 三	財団法人細胞科学研究財団理事長
代表取締役 社長	手代木 功	
取締役	戸 梶 幸 夫	専務執行役員
取締役	三 野 泰 宏	専務執行役員
取締役	野 村 明 雄	株式会社ロイヤルホテル社外取締役
取締役	茂 木 鉄 平	弁護士法人大江橋法律事務所社員弁護士
常勤監査役	大 谷 光 昭	
常勤監査役	小 松 聰 司	
監 査 役	永 田 武 全	京阪神不動産株式会社取締役会長 三洋電機株式会社社外監査役 コクヨ株式会社社外取締役
監 査 役	横 山 進 一	住友生命保険相互会社代表取締役会長 日本電気株式会社社外監査役 住友化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 野村明雄及び取締役 茂木鉄平は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 永田武全及び監査役 横山進一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役 野村明雄及び取締役 茂木鉄平は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (2) 名	237 (24) 百万円	株主総会の決議による役員報酬限度額は、 取締役は年額450百万円以内（平成19年6月 28日定時株主総会決議）、監査役は年額90 百万円以内（平成19年6月28日定時株主総 会決議）です。
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	77 (24)	
計	10	315	

- (注) 報酬等の額には、第146回定時株主総会において決議予定の役員賞与（取締役賞与）19百万円（取締役4名）を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

①当社における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	野村明雄	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、いずれの取締役会においても、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について、経営の客観性や中立性を重視して幅広い見地から発言を行っております。
取締役	茂木鉄平	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、いずれの取締役会においても、当社の果たすべき企業責任を認識し、取締役の職務の執行状況について、社会規範、法令等の遵守を優先して幅広い見地から発言を行っております。
監査役	永田武全	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、いずれの取締役会においても、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のすべてに出席し、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監査役	横山進一	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、いずれの取締役会においても、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のすべてに出席し、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。

②重要な兼職先と当社との関係

取締役 野村明雄が社外取締役を務める株式会社ロイヤルホテルと当社との間に、記載すべき関係はありません。

当社は、取締役 茂木鉄平が社員弁護士を務める弁護士法人大江橋法律事務所から必要に応じて法律上のアドバイス等を受けております。

監査役 永田武全が取締役会長を務める京阪神不動産株式会社、社外取締役を務めるコクヨ株式会社及び社外監査役を務める三洋電機株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 横山進一が代表取締役会長を務める住友生命保険相互会社は当社株式の5.56%（自己株式16,237,775株を除く発行済株式の総数334,898,390株に対する割合）を保有し、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。また、同氏が社外監査役を務める日本電気株式会社及び住友化学工業株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

49百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

65百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるアドバイザー業務等に対し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成23年4月25日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

当社は、役員・従業員が、経営理念であり価値観である「シオノギの基本方針」を共有し、コンプライアンスを遵守して職務を遂行することにより、透明で誠実な経営を推進してまいります。

この職務の遂行の実効性を高めていくことを目的として、以下に示すとおり業務の適正を確保するための体制を整備いたします。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に則り適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

取締役が、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

適正なコーポレートガバナンス体制を確立するため社外取締役を導入し、株主をはじめとする社外からの客観的な視点も踏まえた大局的な判断を行う。

社外取締役は、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、透明性の高い経営に貢献する。

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告、監査で構成される体制を整備し、運営する。

監査役は、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力する。

会社の経営理念として定めた「シオノギの基本方針」「シオノギの行動方針」や役員・従業員の行動のあり方を定めた「シオノギ行動憲章」の徹底を図るとともに、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会においては、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を策定し推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報セキュリティ体制を整備し電磁的記録、電子署名等への対応を図るとともに取締役会議事録、経営会議議事録、コンプライアンス委員会議事録、代表取締役を決裁者とする稟議書等は、保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各組織において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスクの程度に応じた対応策を講じることにより、リスクの回避、低減措置を図る。特に、経営に影響を及ぼすような重要なリスクに対しては経営会議等でリスク対応について協議し、対応方針に基づいて主管の各組織が、関連部門と協働して必要な対策を実施する。

また、緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、「危機管理方針」を制定し、この方針に基づき「災害対策要綱」「パンデミック対策要綱」「企業不祥事対策要綱」を定め、人命を尊重し地域社会への配慮、貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とした危機管理を推進する。

内部統制部（内部監査部門）は、社内の様々なリスク管理について、独立した立場で検証する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、経営の執行、監督の役割を明確にするとともに、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入している。職務の執行に関する重要事項については、定期的（毎週）に開催される経営会議において十分に議論し、その審議をふまえて取締役会において意思決定を行う。

取締役会の決議・経営会議の審議事項は、業務執行を担う関係部門の組織長等に速やかに伝達され、職務権限規程、業務分掌規程に則り、業務執行の手続きを行う。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を中心とし、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を推進する。

コンプライアンス委員会の事務局を法務部に置き、コンプライアンス教育を行うとともに、各業務執行部門におけるコンプライアンス・リスク管理を支援する。

また、内部統制システムの実効性を検証するため、内部統制部による内部監査を充実させ、モニタリングを強化するとともに、内部通報制度を十分に活用し、不祥事の早期発見と再発防止に努める。

6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、当社の基本方針、行動方針の周知を行う。

取締役は、グループ会社から業務の執行状況について報告を受け、当社の基本方針、行動方針、経営計画等に基づきグループ会社を適切に管理し、育成する。

グループ各社においては、グループ経営推進運営マニュアルに基づいた事業運営を行うことにより、適正かつ効率的な業務の推進を図る。

業務執行の状況について内部統制部がグループ各社の業務の適正性、有効性を確認するために、適宜調査を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置する。

監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合は、取締役からの独立性を確保した体制とする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効に関わる情報を適時に入手できる体制を構築する。

監査役会は、取締役・業務執行責任者等に業務執行の状況について、直接報告を求めることができる。

なお、取締役あるいは執行責任者は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為や重大な不当行為等が判明した場合は、書面もしくは口頭にて速やかに監査役に報告する体制を構築する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施及び助言・勧告を行うにあたって、会計監査人や内部統制部との連携を図るとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち意見を交換することにより、監査の実効性を高める体制を構築する。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

- ・当社は、平成19年12月、米国において「クレストール」の後発品申請を行った Cobalt Pharmaceuticals, Inc.、Apotex, Inc. 等ジェネリックメーカー7社（後に、他の2社に対して追加提訴）に対しアストラゼネカ社と共同で、当社が保有する特許権に基づき、後発品の発売の差止を求める特許権侵害訴訟を提起いたしました。

平成22年2月下旬から3月上旬にかけてトライアルが行われ、平成22年6月にデラウェア州地区連邦地方裁判所で、当社特許権が有効であり、特許満了前のジェネリックメーカー8社の後発品の製造販売行為を禁じる旨の判決がなされました。同年8月、上記判決を不服として、ジェネリックメーカー7社が連邦巡回控訴裁判所に控訴したため、応訴いたしました。当該訴訟は、現在も係属中です。

また、平成21年9月、カナダにおいて「クレストール」の後発品申請を行った Novopharm Limited(現Teva Canada Limited)、Apotex, Inc. の2社に対しアストラゼネカ カナダ社と共同で、当社が保有する特許権に基づき、後発品の発売の差止を求める特許権侵害訴訟を提起いたしました。

上記2社及びその他後発品の承認申請を行った他のジェネリックメーカー6社に対し、後発品の承認の停止を行政当局に求める手続を裁判所に行いました。

当該訴訟及び手続のうち、Teva Canada Limited(Ratiopharm Inc.を吸収)、Apotex, Inc.、Cobalt Pharmaceuticals Company、Sandoz Canada Inc.、Mylan Pharmaceuticals ULCとは和解が成立し、終結いたしました。

Pharmascience Inc.、Ranbaxy Pharmaceuticals Canada Inc.については手続が継続中です。

更に、米国において「クレストール」の後発品申請を行った Watson Pharmaceuticals, Inc. に対し、平成22年10月にデラウェア地方裁判所に、また、同年11月にネバダ地方裁判所に、アストラゼネカ社と共同で、当社が保有する特許権に基づき、後発品の発売の差止を求める特許権侵害訴訟を提起いたしました。

- ・当社は、平成20年5月、大阪地裁において、当社が遺伝子改変マウスに関連する技術を研究に使用していることがパスツール研究所の特許権を侵害するとして、当該特許権の独占的通常実施権者であるセレクトィス社から約9億7千万円の支払いを求める訴えを提起され、現在、審理が進行中です。

- ・当社は、平成21年2月、大阪地方裁判所において、当社抗菌剤であるフロモックス®の有効成分（塩酸セフカペンピボキシルー水和物結晶）の特許権に基づき、同有効成分の輸入者である伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社に対して、特許権侵害訴訟を提起し、同時に仮処分命令申立てを行いました。
また、当社は、同年5月からフロモックス®の後発品を販売している沢井製薬株式会社に対しても、同年8月に同特許権に基づく特許権侵害訴訟を提起し、同時に仮処分命令申立てを行いました。
更に、当社は、同年11月から同後発品を販売している東和薬品株式会社等のジェネリックメーカー8社に対しても、平成22年2月、同特許権に基づく仮処分命令申立てを行いました。
大阪地方裁判所は、平成22年4月、上記の一連の当社の請求を斥ける判断を下しましたので、当社は、伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社及び沢井製薬株式会社を被控訴人として、知的財産高等裁判所に控訴いたしました。当該訴訟については、同年10月に和解が成立し、本件は終結いたしました。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(523,242)	(負債の部)	(195,145)
流動資産	256,937	流動負債	79,819
現金及び預金	27,579	支払手形及び買掛金	12,884
受取手形及び売掛金	69,498	一年内返済予定の長期借入金	14,000
有価証券	88,914	未払法人税等	13,510
商品及び製品	24,369	引当金	10,349
仕掛品	13,294	賞与引当金	7,059
原材料及び貯蔵品	9,675	その他の引当金	3,290
繰延税金資産	7,872	その他	29,075
その他	15,745		
貸倒引当金	△12	固定負債	115,325
		社債	30,000
固定資産	266,304	長期借入金	63,000
有形固定資産	70,220	繰延税金負債	6,623
建物及び構築物	27,808	退職給付引当金	8,573
機械装置及び運搬具	8,596	その他	7,128
土地	9,914		
その他	23,900	(純資産の部)	(328,096)
無形固定資産	99,593	株主資本	361,733
のれん	58,830	資本金	21,279
販売権	34,255	資本剰余金	20,227
その他	6,506	利益剰余金	339,970
投資その他の資産	96,491	自己株式	△19,743
投資有価証券	60,654	その他の包括利益累計額	△33,637
前払年金費用	23,330	その他有価証券評価差額金	3,732
その他	12,626	繰延ヘッジ損益	△288
貸倒引当金	△121	為替換算調整勘定	△37,081
資産合計	523,242	負債・純資産合計	523,242

連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		282,350
売 上 原 価		81,737
売 上 総 利 益		200,612
販売費及び一般管理費 (うち研究開発費)		153,720 (50,921)
営 業 利 益		46,892
営 業 外 収 益		2,326
受取利息及び配当金	1,683	
雑 収 入	643	
営 業 外 費 用		4,042
支 払 利 息	1,478	
雑 支 出	2,563	
経 常 利 益		45,176
特 別 利 益		6,237
固定資産売却益	4,067	
投資有価証券売却益	1,647	
そ の 他	523	
特 別 損 失		18,278
減 損 損 失	7,342	
事業構造改善費用	4,829	
災害による損失	2,826	
貸 倒 損 失	1,769	
そ の 他	1,511	
税金等調整前当期純利益		33,135
法人税、住民税及び事業税		20,207
法 人 税 等 調 整 額		△7,129
少数株主損益調整前当期純利益		20,057
少 数 株 主 利 益		30
当 期 純 利 益		20,026

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
平成22年3月31日残高	21,279	20,227	332,669	△19,733	354,443
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△12,726		△12,726
当 期 純 利 益			20,026		20,026
自 己 株 式 の 取 得				△10	△10
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	7,300	△10	7,290
平成23年3月31日残高	21,279	20,227	339,970	△19,743	361,733

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計		
平成22年3月31日残高	10,362	—	△23,301	△12,939	471	341,976
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—		△12,726
当 期 純 利 益				—		20,026
自 己 株 式 の 取 得				—		△10
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△6,629	△288	△13,779	△20,697	△471	△21,169
当 期 変 動 額 合 計	△6,629	△288	△13,779	△20,697	△471	△13,879
平成23年3月31日残高	3,732	△288	△37,081	△33,637	—	328,096

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称

シオノギ I N C.、台湾塩野義製薬(股)

(新規) 新規設立による増加 1社

(除外) 合併による減少 1社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数

持分法適用の非連結子会社はありません。

持分法を適用している関連会社の数 1社

持分法を適用している関連会社の名称

シオノギ V i i Vヘルスケア, L. P.

当該関連会社の決算日は連結決算日と異なるため、当該関連会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。なお、当連結会計年度よりシオノギーグラクソスミスクラインホールディング L. P. はシオノギ V i i Vヘルスケア, L. P. へ商号変更しております。

(2) 持分法を適用していない関連会社の当期純損益等のうち持分に見合う額は、連結純損益等に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外連結子会社は10社であります。在外連結子会社のうち1社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(連結子会社の決算期変更)

当連結会計年度より、シオノギ I N C. (シオノギ U S Aホールディングス, I N C. は平成22年7月にシオノギ I N C. に商号変更しております。)他8社は、決算日を連結決算日に変更いたしました。

この変更により、連結子会社9社については平成22年1月1日から平成23年3月31日までの15ヶ月決算となっております。

この決算期変更に伴い、当連結会計年度の連結損益計算書は、平成22年1月1日から平成23年3月31日までの15ヶ月間を連結しており、従来と同一の方法に比べて、売上高は9,563百万円増加、営業利益は602百万円減少、経常利益は567百万円減少、税金等調整前当期純利益は1,001百万円減少、当期純利益は624百万円減少しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法

・その他有価証券

(時価のあるもの)

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

(時価のないもの)

移動平均法による原価法。ただし、金融商品取引法第2条第2項に基づくみなし有価証券については、投資事業組合の純資産の持分相当額を投資有価証券として計上しております。

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は各在外連結子会社の決算日の直物為替相場により、収益及び費用は各在外連結子会社の期中平均の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を原則としておりますが、振当処理の要件を満たしている為替予約取引は振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …… 為替予約取引及び通貨オプション取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …… 外貨建金銭債権債務及び予定取引、借入金

③ ヘッジ方針

当社は外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨オプション取引を行っております。また、借入金に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理による為替予約取引、特例処理による金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行なっております。
- (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成22年法務省令第33号）の適用により、従来「評価・換算差額等」として表示されていた科目を、当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」の科目で表示しております。

(連結損益計算書)

- (1) 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）の適用により、当連結会計年度から「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。
- (2) 従来、区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」は、金額に重要性がないため、当連結会計年度では特別損失の「その他」に含めて表示しております。
なお、当連結会計年度における「投資有価証券評価損」の金額は172百万円でありませぬ。

(連結株主資本等変動計算書)

「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成22年法務省令第33号）の適用により、従来「評価・換算差額等」として表示されていた科目を、当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」の科目で表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 担保に供している資産
現金及び預金 7百万円
上記に対応する債務
流動負債の「その他」 7百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 175,335百万円
- 保証債務 19百万円

(連結損益計算書に関する注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 固定資産売却益
土地 4,067百万円
- 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金 額 (百万円)
アメリカ	医療用医薬品販売の 独占的権利	無形固定資産（販売権）	7,134
アメリカ	開発化合物の仕掛研究開発費	無形固定資産（その他）	208

当社グループは、事業用資産は管理会計上の区分（製品群等）によりグルーピングを行い、賃貸資産及び遊休資産については個々にグルーピングを行っております。

販売権として計上されているもののうち、特定の医療用医薬品について、販売中止を決定したこと等に伴い、回収可能価額を零と評価し、未償却残高を減損損失に計上しております。また、仕掛研究開発費として計上されているもののうち、将来の有用性が無いと判断した開発化合物に係るものについて、回収可能価額を零と評価し、未償却残高を減損損失に計上しております。

- 事業構造改善費用
米国子会社の再編に伴って発生した費用であり、主な内容は特別退職金（4,006百万円）であります。
- 災害による損失
東日本大震災によって発生した費用及び今後発生が見込まれる費用の引当額であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	351,136,165	—	—	351,136,165
合 計	351,136,165	—	—	351,136,165
自己株式 普通株式	16,231,245	6,530	—	16,237,775
合 計	16,231,245	6,530	—	16,237,775

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加6,530株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	6,028百万円	18円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年11月1日 取締役会	普通株式	6,698百万円	20円	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	6,697百万円	利益 剰余金	20円	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は銀行等金融機関からの借入や社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金にかかわる顧客の信用リスクは、社内で定められた手順に従い、経理財務部及び関連部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングする事でリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券のうち、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金や社債の使途は医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に基づく資金調達であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。デリバティブ取引につきましては、社内で定められた手順に従い、通常の取引範囲内で行う事としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時 価(*1)	差 額
(1) 現金及び預金	27,579	27,579	—
(2) 受取手形及び売掛金	69,498	69,448	△50
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	19	19	—
その他有価証券	141,518	141,518	—
(4) 支払手形及び買掛金	(12,884)	(12,884)	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	(14,000)	(14,003)	3
(6) 社債	(30,000)	(30,324)	324
(7) 長期借入金	(63,000)	(63,480)	480
(8) デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	(485)	(485)	—

(*1) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

回収に期間を要する一部の売掛金は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を回収までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって時価を算定しております。それ以外の短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券のうち、国内譲渡性預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。国内譲渡性預金を除いた有価証券及び投資有価証券の時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金及び(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(8) デリバティブ取引

取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は買掛金の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)。

(注2) 時価を把握する事が極めて困難と認められる金融商品
(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	8,030

これらについては、市場価格が無く、時価を把握する事が極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

平成23年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,257百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却益は4,067百万円（特別利益に計上）であります。

2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
5,643	21,510

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 979円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 59円80銭 |

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(565,170)	(負債の部)	(175,825)
流動資産	219,870	流動負債	66,649
現金及び預金	3,284	買掛金	11,219
売掛金	64,778	1年内返済予定の長期借入金	14,000
有価証券	88,638	未払金	11,895
商品及び製品	21,811	未払費用	4,203
仕掛品	13,218	未払法人税等	12,803
原材料及び貯蔵品	9,290	預り金	2,666
繰延税金資産	5,350	賞与引当金	6,701
その他の	13,504	役員賞与引当金	22
貸倒引当金	△7	返品調整引当金	126
固定資産	345,300	災害損失引当金	1,492
有形固定資産	68,144	その他の	1,519
建物	26,129	固定負債	109,176
構築物	1,174	社債	30,000
機械及び装置	7,809	長期借入金	63,000
車両及び運搬具	22	繰延税金負債	6,544
工具器具備品	3,302	退職給付引当金	8,534
土地	9,914	その他の	1,097
リース資産	622	(純資産の部)	(389,344)
建設仮勘定	19,168	株主資本	385,907
無形固定資産	5,673	資本金	21,279
ソフトウェア	1,372	資本剰余金	20,227
販売権	1,400	資本準備金	20,227
その他の	2,900	利益剰余金	364,144
投資その他の資産	271,482	利益準備金	5,388
投資有価証券	53,719	その他利益剰余金	358,756
関係会社株式	178,154	特別償却準備金	79
その他の関係会社有価証券	6,306	固定資産圧縮積立金	2,211
前払年金費用	23,330	別途積立金	313,645
その他の	10,092	繰越利益剰余金	42,819
貸倒引当金	△121	自己株式	△19,743
資産合計	565,170	評価・換算差額等	3,436
		その他有価証券評価差額金	3,725
		繰延ヘッジ損益	△288
		負債・純資産合計	565,170

損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		249,989
売 上 原 価		72,952
売 上 総 利 益		177,036
販売費及び一般管理費 (うち研究開発費)		116,601 (48,318)
営 業 利 益		60,435
営 業 外 収 益		4,317
受取利息及び配当金	1,981	
雑 収 入	2,336	
営 業 外 費 用		4,415
支 払 利 息	1,360	
雑 支 出	3,055	
経 常 利 益		60,337
特 別 利 益		6,133
固 定 資 産 売 却 益	4,067	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,647	
債 務 免 除 益	279	
貸 倒 引 当 金 戻 入	139	
特 別 損 失		3,248
災 害 に よ る 損 失	2,826	
災 害 救 済 支 援 費 用	250	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	172	
税 引 前 当 期 純 利 益		63,223
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		22,425
法 人 税 等 調 整 額		△859
当 期 純 利 益		41,657

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益		評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金									
			特別 償却 準備金	固定資 産圧 縮積 立金	別途 積立 金	繰越 利益 剰余 金							
平成22年3月31日 高	21,279	20,227	5,388	177	23	288,645	40,979	△19,733	356,987	10,353	—	10,353	367,341
当期変動額													
特別償却準備 金の取崩				△97			97		—			—	—
固定資産圧縮 積立金の積立					2,188		△2,188		—			—	—
固定資産圧縮 積立金の取崩					△0		0		—			—	—
別途積立金の 積立						25,000	△25,000		—			—	—
剰余金の配当							△12,726		△12,726			—	△12,726
当期純利益							41,657		41,657			—	41,657
自己株式 の取得								△10	△10			—	△10
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)										△6,628	△288	△6,917	△6,917
当期変動額合計	—	—	—	△97	2,187	25,000	1,840	△10	28,920	△6,628	△288	△6,917	△22,003
平成23年3月31日 高	21,279	20,227	5,388	79	2,211	313,645	42,819	△19,743	385,907	3,725	△288	3,436	389,344

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他の関係会社有価証券（金融商品取引法第2条第2項に基づくみなし有価証券）

関係会社の純資産の持分相当額を、その他の関係会社有価証券として計上しております。

③ その他有価証券

（時価のあるもの）

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

（時価のないもの）

移動平均法による原価法。ただし、金融商品取引法第2条第2項に基づくみなし有価証券については、投資事業組合の純資産の持分相当額を投資有価証券として計上しております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品予測高に対する売買利益相当額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 災害損失引当金

東日本大震災に伴う復旧費用等として、今後発生が見込まれる費用を見積り計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を原則としておりますが、振当処理の要件を満たしている為替予約取引は振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …… 為替予約取引及び通貨オプション取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …… 外貨建金銭債権債務及び予定取引、借入金

(3) ヘッジ方針

当社は外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨オプション取引を行っております。また、借入金に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理による為替予約取引、特例処理による金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。
6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 170,194百万円 |
| 3. 保証債務 | 19百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権 | 2,393百万円 |
| 関係会社に対する金銭債務 | 4,407百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|--|-----------|
| 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |
| 2. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引高 | 13,498百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 3,638百万円 |
| 3. 固定資産売却益 | |
| 土地 | 4,067百万円 |
| 4. 債務免除益 | |
| 当事業年度において平成17年度に締結された委託開発契約に基づき行われていた特定の化合物の開発が終了したことに伴い、独立行政法人科学技術振興機構との契約に基づき、同機構より当該開発費の返済義務が免除される認定を受けましたので債務免除益として計上しております。 | |
| 5. 災害による損失 | |
| 東日本大震災によって発生した費用及び今後発生が見込まれる費用の引当額であり、主な内容は下記のとおりであります。 | |
| 設備等修繕費 | 1,466百万円 |
| 操業・営業休止期間中の固定費 | 855百万円 |
| たな卸資産廃棄費用 | 450百万円 |
| 6. 災害救済支援費用 | |
| 東日本大震災に係る一般用医薬品の提供及び義援金等であります。 | |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|--------------------|-------------|
| 当事業年度の末日における自己株式の数 | |
| 普通株式 | 16,237,775株 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 流動の部

繰延税金資産	
賞与引当金	2,720百万円
未払事業税	1,098百万円
その他	1,672百万円
繰延税金資産 合計	5,491百万円
繰延税金負債	△141百万円
繰延税金資産の純額	5,350百万円

2. 固定の部

繰延税金資産	
研究開発費	3,910百万円
投資有価証券評価損	469百万円
その他	1,457百万円
繰延税金資産 合計	5,837百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,532百万円
前払年金費用	△5,697百万円
特別償却準備金	△54百万円
固定資産圧縮積立金	△1,511百万円
その他	△2,585百万円
繰延税金負債 合計	△12,382百万円
繰延税金負債の純額	△6,544百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している車両運搬具及び工具、器具及び備品については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が乏しいと認められるため記載は省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,162円57銭
2. 1株当たり当期純利益	124円39銭

(退職給付に関する注記)

当社はキャッシュバランスプラン（市場金利連動型年金）、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

1. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△84,807百万円
年金資産	79,142百万円
未積立退職給付債務	△5,664百万円
未認識数理計算上の差異	26,069百万円
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△5,608百万円
貸借対照表計上額純額	14,796百万円
前払年金費用	23,330百万円
退職給付引当金	△8,534百万円

2. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	1,901百万円
利息費用	1,729百万円
期待運用収益	△2,227百万円
数理計算上の差異の費用処理額	4,986百万円
過去勤務債務の費用処理額	△2,673百万円
その他	677百万円
退職給付費用	4,393百万円

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	2.8%
過去勤務債務の額の処理年数	10年（定額法）
数理計算上の差異の処理年数	10年

（定額法により翌期から費用処理することとしております。）

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷上和範 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前川英樹 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷上和範 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前川英樹 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月9日

塩野義製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 大谷光昭 ⑩

常勤監査役 小松聰司 ⑩

社外監査役 永田武全 ⑩

社外監査役 横山進一 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長に伴う中長期的な視点での企業価値増大を図るため、事業投資を積極的に行うとともに、配当につきましては、各期の業績に応じた配分を基本におきながら、これを安定的に向上させることを目指しております。なお、今後の業績に対する配分の指標となる配当性向につきましては、35%（連結配当性向）を目処としております。

内部留保資金につきましては、新製品の開発に関する研究開発投資等、将来のグローバルな事業展開に向けた資金需要を中心として充当してまいります。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 6,697,967,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月27日

なお、当事業年度における中間配当を合わせた年間の配当金は、1株当たり40円となります。

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 25,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 25,000,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	しお の もと ぞう 塩 野 元 三 (昭和21年11月17日)	昭和47年1月 当社入社 昭和59年6月 当社取締役就任 昭和62年4月 当社経理部長 昭和62年6月 当社常務取締役就任 平成2年6月 当社専務取締役就任 平成8年3月 当社動植工業品事業部長 平成11年8月 当社代表取締役社長就任 平成11年8月 当社コーポレート企画本部長 平成20年4月 当社代表取締役会長就任(現) (重要な兼職の状況) 財団法人細胞科学研究財団理事長	266,648株
2	てしろ ぎ いさお 手代木 功 (昭和34年12月12日)	昭和57年4月 当社入社 平成11年1月 当社秘書室長 兼 経営企画部長 平成14年6月 当社取締役就任 平成14年10月 当社経営企画部長 平成16年4月 当社常務執行役員 兼 医薬研究開発本部長 平成18年4月 当社専務執行役員 兼 医薬研究開発本部長 平成19年4月 当社専務執行役員 平成20年4月 当社代表取締役社長就任(現)	7,750株
3	み の やす ひろ 三 野 泰 宏 (昭和22年5月23日)	昭和45年4月 当社入社 平成8年12月 当社国際関連事業部長 平成13年10月 当社製造企画部長 平成14年10月 当社製造副本部長 平成16年4月 当社執行役員 兼 経営企画部長 平成18年4月 当社執行役員 兼 経営戦略統括責任者 兼 経営企画部長 平成18年6月 当社取締役就任(現) 平成19年4月 当社常務執行役員 兼 経営戦略統括責任者 平成20年4月 当社専務執行役員 平成23年4月 当社副社長執行役員(現)	6,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	<p style="text-align: center;">の むら あき お 野 村 明 雄 (昭和11年2月8日)</p>	<p>昭和33年4月 大阪瓦斯株式会社入社 昭和63年6月 同社取締役 平成元年6月 同社常務取締役 平成3年6月 同社代表取締役専務取締役 平成6年6月 同社代表取締役副社長 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成12年6月 西日本旅客鉄道株式会社取締役 平成15年6月 大阪瓦斯株式会社代表取締役会長 平成20年6月 株式会社ロイヤルホテル 社外取締役(現) 平成21年6月 当社取締役(現) (重要な兼職の状況) 株式会社ロイヤルホテル社外取締役</p>	0株
5	<p style="text-align: center;">も ぎ てつ べい 茂 木 鉄 平 (昭和33年10月17日)</p>	<p>平成元年4月 弁護士登録 平成元年4月 大江橋法律事務所入所 平成4年7月 クリアリー ゴットリーブ スティーン&ハミルトン 法律事務所 (Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton LLP) ブラッセル・オフィス勤務 平成5年1月 デ ブラウ ブラックストーン ウェストブrouク公証人・弁護士 事務所 (De Brauw Blackstone Westbroek) ロッテルダム・オフィス勤務 平成6年4月 大江橋法律事務所パートナー(現) 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員(現) 平成16年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院)実務家教員 (専任教員) 平成17年4月 国立大学法人神戸大学法科大学院 非常勤講師(現) 平成21年6月 当社取締役(現) 平成22年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院)非常勤講師(現) (重要な兼職の状況) 弁護士法人大江橋法律事務所社員弁護士</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、茂木鉄平氏がパートナーを務める大江橋法律事務所及び社員である弁護士法人大江橋法律事務所に対して、弁護士業務に対する報酬を支払ったことがあります。
3. 野村明雄氏及び茂木鉄平氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

4. 野村明雄氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
野村明雄氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 茂木鉄平氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、既に、当社の経営に対して弁護士としての豊富な専門知識・経験等を活かし、社外取締役に期待される役割を十分に果たしていただいておりますので、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
茂木鉄平氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 茂木鉄平氏は、平成19年の株式会社船場吉兆の食品偽装等の不祥事発覚後、再生のための措置の一環として平成20年に同社の社外取締役に就任し、従業員の意識改革を含むコンプライアンス体制構築のために尽力いたしましたが、結局、同氏の就任前の不祥事（食材の使い回し）が就任後に発覚したことにより、同社は事業を中止せざるを得ませんでした。
7. 野村明雄氏及び茂木鉄平氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
8. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、現在、野村明雄氏及び茂木鉄平氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第25条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。野村明雄氏及び茂木鉄平氏が、再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 小松聰司氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	と か じ さ ち お 戸 梶 幸 夫 (昭和22年12月24日)	昭和45年4月 当社入社 平成10年6月 当社経理部長 平成14年6月 当社取締役就任(現) 平成14年6月 当社経理財務部長 平成16年4月 当社執行役員 兼 経理財務部長 平成16年10月 当社執行役員 兼 経理財務部長 兼 国際事業部長 平成18年4月 当社執行役員 兼 経営管理統括責任者 兼 経理財務部長 平成19年4月 当社常務執行役員 兼 経営管理統括責任者 平成20年4月 当社専務執行役員	9,000株
2	ふ く だ けん じ 福 田 健 次 (昭和31年3月4日)	昭和59年4月 弁護士登録 昭和59年4月 堂島法律事務所入所 昭和62年1月 堂島法律事務所パートナー(現) 平成21年4月 大阪弁護士会 副会長 平成21年4月 日本弁護士連合会 理事 平成21年4月 国立大学法人大阪大学大学院高等司法研究科 客員教授	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福田健次氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 福田健次氏は、弁護士として培われた高度な法律知識及び幅広い見識を監査に反映していただくことを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておりますので、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断いたしております。
4. 福田健次氏が、監査役に就任された場合、当社は会社法第427条第1項及び当社の定款第32条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定であります。当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役4名(社外取締役2名を除く。)に対し、当事業年度の業績等を勘案して、取締役賞与総額1,920万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において年額4億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、役員報酬体系の見直しに伴い、かかる報酬額の範囲内で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストックオプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストックオプションの報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）となります。

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は750個とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、(3)の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(6) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額については、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、監査役に対する賞与を廃止して監査役報酬の枠内で支払うこととし、年額9,000万円以内とご承認いただき現在に至っております。

しかし、その後の経済情勢や経営環境の大きな変化に伴い監査役の責務が増大していることから、監査役機能の充実を図るため第3号議案に記載のとおり監査役1名を増員する予定であり、監査役の報酬額を年額1億2,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）となります。

以上

【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】

1. インターネットをご利用される皆様へ

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成23年6月23日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (4) 書面（議決権行使書）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
注）セキュリティ確保のため、128bitSSL 通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。
(Microsoftは米国Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

2. 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

